

(1) 特定施設一覧表(騒音)

施設名		騒音規制法 (施行令第1条別表第1)		静岡県生活環境の保全等に関する条例 (施行規則第23条別表第8)	
		項 番号		項 番号	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	原動機の定格出力が22.5キロワット以上のものに限る。	1(1)	すべてのもの
	製管機械	1-ロ	すべてのもの	1(2)	すべてのもの
	ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	1-ハ	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。	1(3)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	液圧プレス(矯正プレスを除く。)	1-ニ	すべてのもの	1(4)	すべてのもの
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)	1(5)	呼び加圧能力が49キロニュートン以上のものに限る。)
	せん断機	1-ヘ	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。	1(6)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	鍛造機	1-ト	すべてのもの	1(7)	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべてのもの	1(8)	すべてのもの
	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)	1-リ	すべてのもの	1(9)	すべてのもの
	タンブラー	1-ヌ	すべてのもの	1(10)	すべてのもの
	切断機	1-ル	と石を用いるものに限る。	1(15)	高速切断機
	旋盤	—		1(11)	すべてのもの
	ボール盤	—		1(12)	すべてのもの
	平削り盤	—		1(13)	すべてのもの
	型削り盤	—		1(14)	すべてのもの
研磨機(工具用研磨機を除く。)	—		1(16)	すべてのもの	
空気圧縮機及び送風機		2	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。	2	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
土石用又は鉱物用破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		3	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。	3	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
織物機械	織機	4	原動機を用いるものに限る。	4(1)	原動機を用いるものに限る。
	紡績機械	—		4(2)	すべてのもの
	擦糸機	—		4(3)	すべてのもの
	製紐機	—		4(4)	すべてのもの
建築用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混合容量が0.45立方メートル以上のものに限る。	5(1)	すべてのもの
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混合容量が200キログラム以上のものに限る。	5(2)	すべてのもの
穀物用製粉機(ロール式のものに限る。)		6	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。	6	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
木材加工機械	ドラムパーカー	7-イ	すべてのもの	7(1)	すべてのもの
	チップパー	7-ロ	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	7(2)	すべてのもの
	碎木機	7-ハ		7(3)	すべてのもの
	帯のこ盤	7-ニ	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	7(4)	すべてのもの
	丸のこ盤	7-ホ	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	7(5)	すべてのもの
	かな盤	7-ヘ	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	7(6)	すべてのもの
製紙機械及び紙加工機械	抄紙機	8	すべてのもの	8(1)	すべてのもの
	トイレットペーパーリワインダー	—		8(2)	すべてのもの
	コルゲートマシン	—		8(3)	すべてのもの
	紙ひもより機	—		8(4)	すべてのもの
印刷機械		9	原動機を用いるものに限る。	9	原動機を用いるものに限る。

施設名	騒音規制法 (施行令第1条別表第1)		静岡県生活環境の保全等に関する条例 (施行規則第23条別表第8)	
	項 番号		項 番号	
合成樹脂用射出成型機	10	すべてのもの	10	すべてのもの
鋳造型機	11	ジョルト式のものに限る。	11	すべてのもの
クーリングタワー	—		12	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。
集じん施設	—		13	すべてのもの
冷凍機（圧縮機を用いるものに限る。）	—		14	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。